

第20回 総会議事録

1 開催の日時 令和4年2月25日（金）午後2時00分～午後3時00分

2 開催の場所 島根県民会館 3階 303会議室

3 議事日程

議事録署名委員の指名について

議 第116号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 第117号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議 第118号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について

議 第119号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議 第120号 非農地確認について

議 第121号 松江市農用地利用集積計画の決定について

議 第122号 松江市農用地利用集積計画の訂正について

報告第 35号 会長専決処分の報告

報告第 36号 事務局長専決処分の報告

4 出席委員（12名） 欠席委員（6名） 遅刻委員（0名）

1番 石倉 由美子（出）	2番 足立 裕子（出）	3番 勝田 達雄（欠）
4番 宮廻 彰夫（出）	5番 渡部 文明（欠）	6番 吉岡 幸雄（出）
7番 角田 正紀（欠）	9番 岸本 定朝（出）	10番 角 智則（出）
11番 青砥 芳美（出）	12番 磯部 美津子（出）	13番 吉岡 雅裕（欠）
14番 松本 喜次（出）	15番 永江 りえ（欠）	16番 矢野 秀行（出）
17番 富士本 数彦（欠）	18番 高橋 裕典（出）	19番 三島 進（出）

5 事務局職員出席者

農業委員会

事務局長	大谷 敦夫	農地係副主任	高尾 祥和
農地係長	野津 慎一	農地係主任主事	山田 真之
農地係主幹	森田 稔		
農地係主任	佐藤 努		

6 会議内容

議 長
(三島会長)

定刻になりました。それでは、ただ今から第20回松江市農業委員会総会を開会します。本日の会議は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、出席委員を減じて開催いたします。最初に、出席委員数を確認します。本日の欠席届は、3番委員、5番委員、7番委員、13番委員、15番委員、17番委員から提出されています。現に在任する委員の数18名のうち、12名の出席となっております。過半数を超えていますので、本総会が成立していることを報告します。次に本日の議事録署名委員を指名します。2番委員、4番委員にお願いします。続いて書記を任命します。事務局の高尾副主任と山田主任主事をお願いします。それでは議事にはいります。

議第116号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは議第116号、今月の農地法第3条の許可申請についてご説明いたします。お手元の議案の2ページと併せて「農地法第3条説明資料」をご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は5件11筆で、いずれも所有権移転の案件です。

はじめに49番の案件についてご説明いたします。申請は、古志町の田1筆と、畑1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く耕作に便利であることに加え、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕運機等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて50番の案件についてご説明いたします。申請は、手角町の現況畑の田1筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕運機、草刈機等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて51番の案件についてご説明いたします。申請は、鹿島町佐陀宮内の田1筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、労力不足によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、隣接する自作地と一体とした耕作が見込めることに加え、経営規模の拡大を図るためです。受け人の世帯は、耕運機、トラクター、フォークリフト、スキッドローダー等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜と果樹を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

つづいて52番の案件についてご説明いたします。申請は、八雲町熊野の畑4筆を売買されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利のためです。受け人の世帯は、トラクター、田植機等の農業用機械を所有されています。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

最後に、53番の案件についてご説明いたします。申請は、宍道町佐々布の現況畑の田1筆と畑2筆を贈与されるものです。譲渡人はご覧のとおりです。譲渡理由は、譲受人からの要望によるものです。譲受人はご覧のとおりです。譲受理由は、自宅から近く、耕作に便利のためです。

事務局	受け人の世帯は、耕運機、田植機、脱穀機等の農業用機械を所有されております。取得後は、野菜を栽培されます。第3条第2項の要件等につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。
	以上、すべての案件は、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議のほど、お願いいたします。
議長	それでは現地調査班からの報告をお願いします。
1番委員	いずれの案件も事務局から説明のあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第116号は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第116号は原案のとおり許可することに決めます。次に議第117号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは議第117号、今月の農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案5ページと併せて、農地法第4条、第5条の説明資料をご覧ください。
	はじめに19番について説明いたします。事業者はご覧のとおりです。転用場所は大井町の2筆の一部です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は進入路です。転用面積は10.76㎡、所要面積も同様の10.76㎡です。事業計画ですが、申請地を整備して隣接する自宅敷地への進入路を拡幅するものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。
	以上、上程いたしました案件は、農地法第4条第6項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。
議長	それでは、現地調査班からの報告をお願いします。
1番委員	事務局からの説明にあった通り、許可相当であると判断いたしました。
議長	それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。
	(なしの声)
議長	ないようでございますので、採決いたします。議第117号は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第117号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議なしということですので、議第117号は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第118号「農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について」を上程します。なお、番号4番は、議第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の番号88番と関連する案件でございます。よって議第119号の番号88番と併せて審議したいと存じますが、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)

議	長	<p>ご異議なしということですので、議第119号の番号88番を併せて審議します。事務局はそのように説明をお願いします。</p>
事	務	<p>それでは議第118号、農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請の番号4番と、議第119号、農地法第5条許可申請の番号88番についてご説明いたします。議案の7ページ、9ページと併せて農地法第4条、第5条説明資料の5条の88番のページをご覧ください。</p> <p>はじめに事業計画変更4番についてご説明いたします。本案件は令和3年4月28日付で1筆を資材置場の目的で、5条許可を得て所有権移転を行い、すでに現地を資材置場の用に供していますが、今般、当初計画の1筆に隣接する3筆を同計画に追加したいとのことで、事業計画変更申請書が提出されたものです。追加する3筆の内2筆は、すでに許可している1筆と現地が一体となっており、すでに資材置場の用に供されていることが判明し、追認案件であるため始末書が提出されています。</p> <p>つづいて5条88番についてご説明いたします。議案の9ページをご覧ください。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は、東持田町の、先ほどの事業計画変更申請があった場所に追加する3筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連担がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが農用地区域外です。転用目的は、資材置場です。転用面積は118.00㎡、所要面積も同様の118.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備して資材置場とするものです。事業の詳細、資金計画につきましてはご覧のとおりです。</p> <p>つづいて、農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請の5番の案件についてご説明いたします。本案件は令和3年12月に上程し、令和4年1月11日に農地転用の許可となったものです。許可をした農地の一部が所有権移転せず、そのまま譲渡人が所有することになったため、事業計画変更になったものです。当初は、宍道町白石の3筆を譲渡人から譲受人に譲渡する計画であり、許可としました。その後、3筆の内1筆を譲受人の名義にしないこととなったため、計画地の変更を行うものです。以上、上程いたしました案件は、農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。</p>
議	長	<p>それでは、現地調査班からの報告をお願いします。</p>
1	番	<p>いずれの案件も、事務局から説明のあった通り、周辺農地の営農には支障がないものと思われるため、許可相当であると判断しました。</p>
議	長	<p>それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(なしの声)</p>
議	長	<p>ないようですので、採決いたします。議第118号と議第119号の番号88番は、島根県農業会議からの意見聴取が不要の案件でございます。議第118号は原案のとおり承認することとし、議第119号の番号88番は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議	長	<p>ご異議なしということですので、議第118号は原案のとおり承認することに、議第119号の番号88番は、原案のとおり許可することに決めます。次に議第119号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、番号88番を除いた案件を上程します。事務局の説明をお願いします。</p>

それでは議第119号、今月の農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。議案の9ページと併せて農地法第5条の説明資料をご覧ください。

はじめに89番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は八雲町東岩坂の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域外です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、令和3年6月11日に農振除外済みです。転用目的は●●●●の駐車場です。許可該当条項は、則37条第1項第1号の公益性が高いと認められる事業に該当するものです。転用面積は1,287.00㎡、所要面積も同様の1,287.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、●●●●の駐車場として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、土地改良区の意見書に意見が付されています。内容は、本転用申請には同意するが、周辺農地の営農に支障が出ないよう留意頂きたい、となっています。

つづいて90番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は玉湯町玉造の1筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域の緩和A区域です。農地区分は、過去に土地改良があることから第1種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は一般住宅の建築です。許可該当条項は則33条第1項第4号の集落接続に該当するものです。転用面積は213.00㎡、所要面積も同様の213.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、個人住宅を建築するものです。追認案件であるため、始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて91番について説明いたします。譲受人、譲渡人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町白石の2筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の連坦が無く、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場新設です。転用面積は1,091.00㎡、所要面積も同様の1,091.00㎡です。権利の種類は所有権の移転です。事業計画ですが、申請地を整備し、●●●●の駐車場として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

つづいて92番について説明いたします。賃借人、賃貸人はご覧のとおりです。転用場所は穴道町東来待の1筆です。都市計画区域区分は都市計画区域内のその他です。農地区分は、10ha以上の連坦が無く、過去に公共投資もないことから第2種農地と判断しました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は駐車場及び●●●●養殖場です。転用面積は783.00㎡、所要面積も同様の783.00㎡です。権利の種類は賃借権の設定です。申請地を整備し、●●●●の駐車場及び●●●●養殖場として利用するものです。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。

最後に93番について説明いたします。借人、貸人はご覧のとおりです。転用場所は大垣町の2筆です。都市計画区域区分は市街化調整区域です。農地区分は、10ha以上の連坦がなく過去に公共投資もないことから第2種農地と判断いたしました。土地利用計画との調整ですが、農用地区域外です。転用目的は、分家住宅です。転用面積は210.00㎡、所要面積も同様の210.00㎡です。権利の種類は使用貸借権の設定です。事業計画ですが、申請地を整備して分家住宅1棟を建築するものです。追認案件であるため始末書が提出されています。事業の詳細・資金計画につきましてはご覧のとおりです。なお、現地調査の際にご指摘がありました、敷地を横断している赤道については、区域を明らかにすることと、通行が可能になるようにすることを転用事業者

事務局 伝えております。

以上、上程いたしました案件は、いずれも農地法第5条第2項の不許可の要件には該当しないものと認められます。ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、現地調査班からの報告をお願いします。

1 番 委員 いずれの案件も、周辺農地の営農には影響ないものと思われるため、許可相当であると判断いたしました。89番の案件につきましては、土地改良区の意見書に意見が付されていたこともあり、現地確認の際には意見がまとまらず、同週開催の運営委員会で協議いただくこととなりました。よって89番の案件につきましては、9番委員に補足いただきますようお願いいたします。

9 番 委員 89番の案件について補足いたします。当該農地周辺地域は宅地造成も進んでいることに加え、周囲の道路は狭小であり、車輛の往来が多い、という状況です。また、土地改良区の意見書に記載されている、周辺農地の営農に支障が出ないよう留意する、という点も踏まえ、運営委員会で協議した結果、許可相当であると判断いたしました。

議長 それではこれより審議に入ります。ただいまの事務局の説明と現地調査班の報告につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

1 4 番 委員 89番の案件について、私自身も現地調査班として現地を確認し、当該農地周辺の状況も加味したうえで、許可相当であると判断いたしました。そのうえで、土地改良区の意見書に記載された、周辺農地の営農に支障が出ないよう留意する、という内容について、この支障とは具体的にどのようなものが想定されるのか、改めて伺います。

事務局 今回の転用目的は●●●●の駐車場であり、現在この●●●●が抱えている問題が二点ございます。一点目が、●●●●の建物自体がキャパシティをオーバーしている、という点です。具体的には、定員に対して120%程度の利用者がおられます。二点目は、一点目の問題に伴い、利用者の駐車場の台数が不足している、という点です。今回の申請は、二点目の問題である駐車場の問題を解決することを目的としたものです。一点目の問題についても、いずれは補助金を申請して増設されることは予測されます。よって、今回は不許可の例外事項として本案件を諮ることとしましたが、今後も隣接に転用申請が提出されることが予測されるため、こうした農地転用の進行に伴い、当該地域は農業者が減少する可能性があり、農業者が減少すれば、地域の水路等を共同で管理する担い手が減少します。このようなことから、周辺農地の営農に支障が出る原因となることが懸念されるため、農業委員会としては、こういった支障が出ないよう注視していくことが必要であると考えております。

1 4 番 委員 つまり事務局としては、今回の案件を許可することで、今後も当該地区における農地転用が相次いで申請される、との見方をしている、ということでしょうか。

事務局 そういった可能性もあると考えますが、農業委員会としては、申請の都度、許可相当であるかどうかを慎重に審議していく必要があると考えております。

1 4 番 委員 分かりました。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでございますので、採決いたします。はじめに、議第119号の番号88番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が不要である、番号89番と90番以外について採決いたします。議第119号の番号88番を除いた案件のうち、番号89番と90番以外について、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第119号の番号88番を除いた案件のうち、番号89番と90番以外は原案のとおり許可することに決めます。

次に、議第119号の番号88番を除いた案件のうち、島根県農業会議からの意見聴取が必要となる、番号89番と90番について採決いたします。議第119号の番号88番を除いた案件のうち、番号89番と90番について、原案のとおり許可相当であると確認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第119号の番号88番を除いた案件のうち、番号89番と番号90番は原案のとおり許可相当であると確認することに決めます。

次に、議第120号「非農地確認について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議第120号、非農地確認についてご説明いたします。議案13ページと併せて「非農地確認についての説明資料」をご覧ください。今月上程いたします非農地証明願は6件8筆です。

はじめに26番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、法吉町の市街化区域、農用地区域外の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道石橋白鹿谷線から市道二反田大界線に入り、50メートル進んだ地点の北側に位置する2筆です。現地確認した際の現地の状況ですが、2月8日に申請者立ち合いの下、法吉地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和40年頃から耕作放棄され、現在は竹が繁茂していることに加え、傾斜地であり、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて27番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西川津町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道大内谷2号線から市道大内谷線に入り、東に100メートル進んだ地点の北側60メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、2月4日に申請者立ち合いの下、川津地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて28番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、西川津町の市街化調整区域、農用地区域外の畑1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道大内谷2号線から市道大内谷線に入り、東に100メートル進んだ地点の北側80メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、2月4日に申請者立ち合いの下、川津地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和60年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて29番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、美保関町北浦の都市計画区域外、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、主要地方道松江鹿島美保関線から市道忠山線に入り、200メートル進んだ地点の東側120メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、2月9日に申請者立ち合いの下、美保関地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和40年頃から耕作放

事務局 棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

つづいて30番の案件についてご説明いたします。土地の所在は、東出雲町春日の都市計画区域外、農用地区域外の田1筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道春日本線と市道春日台11号支線の交点から南へ道なりに270メートル進んだ地点の南東10メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、2月3日に申請者代理人立ち合いの下、東出雲地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、昭和30年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂し、周囲の山林と一体化しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

最後に31番の案件についてご説明します。土地の所在は、八束町江島の都市計画区域外、農用地区域内の畑2筆で、申請人はご覧のとおりです。土地の状況についてご説明します。申請地は、市道江島連絡道路から市道江島3号線に入り、90メートル進んだ地点の西側40メートルの地点に位置しています。現地確認した際の現地の状況ですが、2月8日に申請者代理人立ち合いの下、八束地区担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地確認を行いました。現地は、平成3年頃から耕作放棄され、現在は雑木等が繁茂しており、今後農地としての再生は困難な状況です。

以上、ご報告しましたとおり、本案件は当該の土地を農地に復元するための物理的な条件整備が困難なケースであり、農地法第2条第1項に規定する「耕作の目的に供される土地」ではないと考えます。ご審議のほど、お願いいたします。

議長 それでは審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 ないようでございますので、採決します。議第120号は原案のとおり確認することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 ご異議なしということですので、議第120号は原案のとおり確認することに決めます。次に議第121号「松江市農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。

事務局 なお、議第121号の「所5番、所6番」は4番委員に関する案件ですので、先議させていただきたいと思っております。また、その議事の際は、関係する委員は議事から外れていただきたいと思っております。

議長 事務局から、農業委員会法第31条の規定により、関係する委員に退席をお願いする案件があるとの説明がありました。ついては、議第121号の所5番と所6番の案件について、先議したいと思っております。それでは、農業委員会法第31条第1項の規定により、所5番と所6番について、4番委員はこの議事の間、退室願います。

議長 (4番委員、退室)

議長 それでは議第121号の所5番と所6番の案件について、事務局より説明願います。

事務局 それでは議第121号「松江市農用地利用集積計画の決定について」のうち、所有権移転案件の所5番と所6番についてご説明をいたします。所5番と所6番は、鹿島地区の案件で、田2筆の売買による所有権移転です。譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。以上、ご審議のほど、お願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでございますので、採決いたします。議第121号の所5番と所6番の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしということですので、議第121号の所5番と所6番の案件については、原案のとおり決定することに決めます。それでは、4番委員の除斥を解きます。

(4番委員、入室)

議 長 それでは、議第121号のうち、所5番と所6番以外の案件について、審議したいと思います。事務局より説明願います。

事 務 局 所1から所4は生馬地区、田7筆の売買による所有権移転です。譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。所7は宍道地区、田2筆の売買による所有権移転です。譲渡人の土地について相続人がいないため処分したい要望があったため、また、譲受人は経営規模拡大の要望があったため、今回利用集積計画に挙げ、所有権移転するものです。

つづいて、農用地利用集積計画の相對契約についてご説明いたします。利1から利18は、秋鹿地区の更新案件です。利19から利22は古江地区の案件で、利19が新規案件、利20から利22は更新案件です。利23から利26は生馬地区の更新案件です。利27から利34、利38から利41は朝酌地区の案件で、利28、利29、利41が新規案件、利27、利30から34、利38から利40は更新案件です。利35から37、利42は持田地区の更新案件です。利43から利58は本庄地区の更新案件です。利59から利72は竹矢地区の案件で、利72には東出雲地区の更新案件が1筆含まれます。利74から利84は大庭地区の案件で、利74は新規案件、利75から利84は更新案件です。利85は、乃木地区の更新案件です。利86から利88は忌部地区の更新案件です。利89から利106は鹿島地区の案件で、利94の3筆が新規案件、利89から利93、利95から利108は更新案件です。利73、利109から利120は東出雲地区の更新案件です。利121から利156は八雲地区の案件で、利155、利156は新規案件、利121から利154は更新案件です。利157から利163は玉湯地区の案件で、利159は新規案件、利157、利158、利160から利163は更新案件です。利163から利176は八東地区の更新案件です。以上、今回の利用権設定における所有権移転の地目別面積は、田16,508.00㎡となります。相對契約の地目別面積は、田375,621.00㎡、畑17,301.00㎡、合計面積392,922.00㎡となります。

つづいて農用地利用集積計画の轉貸契約についてご説明いたします。機構轉貸の案件となります。転1から転4は大野地区の新規案件です。転5から転37は秋鹿地区、転8、転19、転20は新規案件、転5から転7、転9から転18、転21から転37は更新案件です。転38から転40は古江地区、転39、転40は新規案件、転38は更新案件です。転41、転42は生馬地区の更新案件です。転43は川津地区と朝酌地区の新規案件です。転44から転58は朝酌地区の案件で、転44から転46、転51、転53、転54は新規案件、転47から転50、転52、転55から転58は更新案件です。転59は持田地区の更新案件です。転60は揖屋干拓の更新案件となります。転61から転63は乃木地区の更新案件です。転64は鹿島地区の更新案

事 務 局	件です。以上、今回の利用権設定における転貸契約の地目別面積は、田 155,488.50 m ² 、畑 11,857.00 m ² 、合計面積 167,345.50 m ² となります。以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 1 2 1 号の所 5 番と所 6 番以外の案件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしということですので、議第 1 2 1 号の所 5 番と所 6 番以外の案件は、原案のとおり決定することに決めます。 次に議第 1 2 2 号「松江市農用地利用集積計画の訂正について」を上程致します。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、議第 1 2 2 号「松江市農用地利用集積計画の訂正」についてご説明いたします。議案の 6 4 ページをご覧ください。これと併せて、手持ち資料の「顛末書」をご覧ください。 本議案は、令和 2 年 2 月総会でお諮りした案件の一部について、告示した内容を削除することについてご審議いただくものです。詳細についてご説明いたします。対象となる農地は西尾町の田で、貸し手と借り手はご覧のとおりです。申請地について、申請者から内容を聴き取り、同意書等を作成し、農地所有者に同意書を送付したところ、令和 2 年 2 月 5 日に押印された同意書が提出されたため、令和 2 年 2 月議案の「議第 1 8 4 号 松江市農用地利用集積計画の決定について」の「転 5 3」としてお諮りし、許可をいただいたため、同年 2 月 2 8 日に「松江市告示第 5 0 号」にて告示を行い、翌 3 月 1 日から権利が発生いたしました。これを受け、令和 2 年 1 月 2 0 日に当該案件を含む農用地利用配分計画が県で告示され、借り手が借り受けて耕作することとなりました。その後、令和 4 年 1 月に借り手から、当該農地の賃借料について、公社から二重に引き落とされている、との連絡がありました。原因を調べたところ、当該農地については平成 3 0 年度に一度利用権設定がされており、当時の契約が終期を迎えていないにも関わらず、今回同一の農地で令和 2 年に二度目となる利用権設定を告示したことが発覚しました。このことについて公社とも協議をした結果、令和 2 年に契約した二度目となる重複分の利用権設定を削除することで対応することとしたため、本日ご審議をいただくものです。なお、同様の案件の再発防止策として、申請が提出された時点での農地台帳データのチェックを再度徹底し、同意書押印の際に契約者も慎重に内容を確認の上で押印いただくことを改めて呼びかけることとしております。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	説明が終わりましたので審議に入ります。ただいまの事務局の説明につきまして、ご意見・ご質問はありませんか。 (なしの声)
議 長	ないようでございますので、採決いたします。議第 1 2 2 号は原案のとおり訂正することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)

議
事
議

務

長
局
長

ご異議なしということですので、議第122号は原案のとおり訂正することに決します。

次に、報告に入ります。報告第35号「会長専決処分の報告」報告第36号「事務局長専決処分の報告」を一括でお願いします。

(報告)

報告が終わりましたが、これは報告ですのでこれまでとします。

以上で議事を終了しましたので、第20回松江市農業委員会総会を閉会いたします。